

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

令和3年3月31日、改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることになりました。学校現場では、未だ収束の見通しがたたない新型コロナウイルス感染症への対応や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

一方、厳しい財政状況の中、大分県においては、独自財源による小学校1・2年生、中学校1年生の30人以下学級の定数措置が行われています。しかしながら、本市のように1学年1学級の学校が多い地域では、国の教職員定数上、学級担任以外の教職員が配置されずに、県独自の県費負担教職員が配置されている状況です。今年度も、複式学級が設置されました。しかし、県が独自に配置する教職員数には限りがあるため、十分な配置までは至っていません。このような状況では、子どもと向き合うための時間の確保が難しく、子どもの声を聞き、丁寧に指導する時間も限られてきます。

文部科学省は、「子どもと正面から向き合うための定数改善計画」を策定し、精一杯の努力をして頂いておりますが、見通しをもって安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画が必要です。この教職員定数の改善により、教育現場での教職員の増加は、子どもたちにとっても大きな効果をもたらすことが予想され、先生からしっかりと話を聞いてもらえる喜び、授業が分かる喜びを得られるものになります。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めていくためにも、下記措置を講じられるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
3. 少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

令和4年6月30日

大分県津久見市議会

衆議院議長	細	田	博	之	様
参議院議長	山	東	昭	子	様
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	様
財務大臣	鈴	木	俊	一	様
総務大臣	金	子	恭	之	様
文部科学大臣	末	松	信	介	様